

令和 2 年 6 月 1 日
在ガーナ日本国大使館 領事班
Dr. Hideyo Noguchi Street, West Cantonments, Accra, Ghana
P.O.Box GP1637, Accra, Ghana
Phone: +233-(0)30-2765060 Fax: +233-(0)30-2762553
開館時間外 Phone: +233-(0)24-432-8173

在留邦人及び旅行者の皆様へ

ガーナの新型コロナウイルス対策について(その15):

人の移動を止めるための国境封鎖措置の延長(別途通知があるまで)並びに 一般的集会禁止措置の延長(7月31日まで)及びその一部解除等

在留邦人の皆様には、日頃より当館の業務につきご理解、ご協力を頂きありがとうございます。

1 5月31日(日)夜、アクフォ＝アド大統領は、国民向けの演説を行い、3月22日(日)24時から実施されている人の移動を止めるための陸海空すべての国境封鎖措置を、別途通知するまで、延長することを発表しました。(大統領の演説テキストについては、以下のリンクを参照してください。)

<http://presidency.gov.gh/index.php/briefing-room/speeches/1597-update-no-10-measures-taken-to-combat-spread-of-coronavirus>

2 また、アクフォ＝アド大統領は、同演説の中で、3月15日(日)から実施されている国内での一般的集会(public gathering)の禁止の措置を7月31日まで延長するとしつつ、その一部について、適切な予防措置の下で、以下のとおり解除することを発表しました。

(1) 解除される一般的集会:

教会及びモスクでの礼拝(6月5日(金)から)、私的葬式、会議、ワークショップ、結婚式、及び政治集会(political rallies)を除く政治活動(political activities)。

(2) 一方で、以下の集会を含む上記以外のすべての一般的集会は引き続き禁止するとも発表しています。

* スポーツ・イベント、ナイトクラブ、映画館、バー、ビーチ、祭り、(私的葬式を除く)葬式、政治集会及び大規模な宗教集会等

3 さらに、アクフォ＝アド大統領は、同演説の中で、適切な予防措置の下で、6月15日(月)から段階的に、中学、高校及び大学における最終学年の授業及び試験を開始するとも発表しております。

4 上記措置を踏まえ、十分に注意するとともに、状況は今後も変わり得るので、最新の情報を確認してください。

(過去の領事メール)

(その1) <https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100008734.pdf>

(その2) <https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100018112.pdf>

(その3) <https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100020992.pdf>

(その4) <https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100021043.pdf>

(その5) <https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100026772.pdf>

(その6) <https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100036233.pdf>

- (その7) <https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100037752.pdf>
- (その8) <https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100040957.pdf>
- (その9) <https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100044205.pdf>
- (その10) <https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100046680.pdf>
- (その11) <https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100049257.pdf>
- (その12) <https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100049820.pdf>
- (その13) <https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100051606.pdf>
- (その14) <https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100053846.pdf>

以上